

輪島市監査公表第 25 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年10月29日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年10月25日（金） 総務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○職員研修費については、昨年度に比べて約100万円増額となっている。一年間を通して、能登空港を利用し研修することで、搭乗率アップにつなげる要因が伺われた。「人材育成・職場の活性化」のため、自己啓発研修・一般研修の実施は、職員の資質向上のため重要であるが、研修内容を精査し有効な予算の執行に努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。